

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	☑・無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 2 回
<p>【研修の主な内容】 麻薬の適正使用、医薬品の相互作用、抗がん剤の適正使用 等 薬剤に関するリスク対策</p>	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
<p>・手順書の作成 (☑・無) 【業務の主な内容】 手順書に即した段階的なチェック</p>	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<p>・医薬品に係る情報の収集の整備 (☑・無) 薬品情報係に専任および兼任職員を置いて情報を収集 医薬品メーカーおよびインターネットによる各種情報源から収集</p> <p>・その他の改善のための方策の主な内容 ヒヤリハット事例を掲示</p>	

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	有・無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 5 回
<p>【研修の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工心肺及び補助循環装置（IABP、PCPS）の使用に携わる職員に対し、適切な使用方法やメカニカルなトラブル発生時の対応等についての教育を実施 ・医療機器の適切な安全使用に関する研修会を部署別に実施 	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定 （ 有・無 ） ・保守点検の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器については「人工呼吸管理サポートチーム」のラウンドによる適正使用を推進するとともに、必要に応じて製造業者による有償点検・修繕を定期的実施。 他の生命維持装置については毎使用時に始業前点検を実施するとともに、必要に応じて製造業者による有償点検・修繕を定期的実施。 放射線治療装置（リニアック）についてはメーカーと年間保守契約を締結し、定期点検を実施 その他改正医療法に定める医療機器のほか、シリンジポンプ、輸液ポンプ、電気メス、麻酔器等、重要な医療機器について職員（臨床工学技士）及び委託業者（医療機器保守点検管理）による保守点検を実施。 	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器に係る情報の収集の整備 （ 有・無 ） ・その他の改善のための方策の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> 医療機器の情報、添付文書に関しては医療機器管理部で一元管理を実施 	